

平成28年あきる野市農業委員会8月総会議事録

平成28年8月25日(木)午後1時30分、平成28年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局 野口創

議事日程

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、平成28年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。今週月曜日、22日でございますが、台風9号の上陸で一部避難勧告等、市としては出しましたが、今のところ農業施設の大きな被害報告については報告されておられません。また来週にはですね、過去3番目と言われている大きさの台風10号が、どうも伊豆半島から東京にかけての区間の中に上陸しそうだという事なので、これについても災害等発生しないことを祈っている次第でございます。それではお手元の総会日程に沿って会議を進めたいと存じます。初めに平野会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、8月3日に、平成28年度西多摩農業改良普及事業協議会通常総会及び視察研修会に課長と共に出席をいたしました。8月17日に、東京都農業会議第119回通常総会及び常設審議委員会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、小山委員と松村委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成28年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしく申し上げます。

(議長) はい。それでは、収受91を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第2号議案・番号1 朗読)

小和田の△△△に登っていく参道の脇の崖に這うような土地でありまして、今まで草刈り程度の管理がされていたようです。隣で譲受人の〇〇〇〇さんが養蜂をやってまして、その隣接する土地だという事で、今回の所有権移転の話になったという事です。譲渡人の□□さんは高齢で他の土地もあって、他のところでは栽培等やっていますけれども、ここの畑については小さい面積で草刈り程度で今までやってきた、という事です。以上です。

(議長) はい。ただいま事務局と宮崎委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。

(田中正治委員) いいですか? □□□□さんと〇〇〇〇さんは親子ですか?

(宮崎委員) いいえ。あの、古くは親戚だったのかも知れないですけども、今の代では全然・・・

(田中正治委員) 親子だったら世帯内贈与というのがありますが・・・

(宮崎委員) ではないです。全然別な世帯です。

(議長) 他には?・・・これ、〇〇〇〇さんの畑とは隣接はしてないのですか?

(事務局) いや、隣接しています。この〇〇〇-〇の下の方の四角いところが〇〇さんの農地で、右に道路があるのですが、結構高低差がありまして、いつも奥の土地に行くのに、この〇〇〇-〇の土地を通らせてもらっていたというのもありまして、面積が小さいという事もありまして、せっかくだから買い受けるという話になったそうです。

(谷澤委員) 譲受人の方の〇〇さんは、この〇〇〇-〇の下の方の土地で養蜂をやっているという解釈でいいですか?それでこの、新たに譲り受ける方の畑も養蜂をやるという考えでいらっしゃるんですかね?

(宮崎委員) という風に聞いておりますけど。

(議長) 他には?・・・よろしいですか?

それでは質問がないようなので、收受91の案件について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは2ページ目をお願いいたします。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成28年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。それでは経由4を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。(第2号議案・経由4 朗読)

地図は5ページをご覧ください。今月の23日、事務局と一緒に現地を確認させていただきました。ここはケーヨーデイツーの道を挟んで、旧秋川高校の入口から入って左側の、地図でいくと●枚目みたいですが、途中駐車場があつたりして、●筆目くらいになります。現状は畑で耕作はされていませんが、管理はされているようでございます。〇〇〇〇がこの奥にありまして、その〇〇〇〇の建て替えで、その建て替えの期間、駐車場として一時使用するという事でございます。以上でございます。

(議長) はい。続いて転用理由書が出ておりますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

という事で、転用理由書が出ております。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員からの説明が終わりましたが、質問がありましたら、お願いします。

(小川委員) あの、建て替えが終わったら、また農地に戻すという感じでしょうか?

(事務局) そうですね、はい。

(議長) 他には?

(田中建治委員) 同じような質問ですけど、農地に戻すという事は、次の売買があった時には、3条許可になる農地ですか？

(事務局) 一時転用という事なので、転用期間が終わったら農地として元の△△さんに戻りますので、とりあえず農地として使われるのであればそのままですが、△△さんが所有権移転とかで他の方に譲るとか売買のお話が出てくれば、3条が出てくると思います。今回はただ△△さんに戻るだけになります。

(議長) 予定はいつまでですか？

(事務局) はい。期間が10月1日から1年6ヶ月間です。来年度末までという事ですね。

(谷澤委員) 駐車場の仕方と言うか、砂利を入れるのか、鉄板を入れるのか。砂利とか入れたら農地に戻すのが大変だろうし、その辺はどうなっているのでしょうか？

(事務局) 事務局としては、現状復旧して農地に戻してくださいというところなので、実際細かく指導はしていないのですが、一応聞いたところだと、鉄板を敷いて、砂利だとまだ剥いだりするのに時間が掛かってしまうので、鉄板を敷く予定ではいるそうです。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、経由4について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは3ページをお願いいたします。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成28年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしくをお願いいたします。

(議長) それでは、番号1を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

案内図は6ページになります。秋川街道が小林坂で中村から留原に上がって行ったところ、上がりきったようなところを○方向に戻って、中に入って行ったところになります。現状はですね、隣接する畑に比べても最も綺麗に管理されている状態で、ネギやゴボウが栽培されています。これまでの巡回の中で、この畑は指摘されるような状態であった記憶はありませんので、今までも畑として綺麗に管理されていて、亡くなった○○さんが栽培していたのではないかと思います。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして番号2を担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。(第3号議案・番号2 朗読)

案内図につきましては7ページになります。現地の調査につきましては、台風の関係で8月23日に事務局と行って参りました。案内図は平井川の北側は高瀬の町内なのですが、平沢と高瀬を結ぶ平高橋の○側になります。橋を渡りきったところの○側がTの字になっていますが、その左側が○○○さんの自宅で、自宅付きの北側の畑になっております。○○○さんは●●を営んでおられて、相続の開始前まで●●をやって、少し前に廃業したのですが、その後は自宅付きの畑なので、自家消費用の野菜とかそういう物を作っていました。現在は少し草になっておりますが、○○○さんはその頃は適正に畑を管理しておりましたので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただいま笹本職務代理から説明をいただきましたが、何かありましたら、お願いします。

(小川委員) ちょっと教えてもらいたいのですが、相続の開始日が平成20年3月6日なのですが、今、平成28年だよな? そうすると8年と半くらいね、こういう申し出がなくて、今、出たというのは、何か事情があるのかどうなのか、教えてもらいたいのが1つと、あともう1つは、この平高橋からまっすぐね、都市計画道路があったみたいな気がしたのですが、その点はどうなのかな、という2点だけ教えて下さい。

(事務局) はい。まず最初の8年経過しているという件ですが、生産緑地の買取申出の事由としては相続か故障か、あとは30年。30年はまだ経っていないので、今、大きな理由としては2つです。それで相続が発生した時点で、大方の方は跡継ぎがもうやっていない等の理由で、解除することも多いです。ただ、相続を起因した主たる従事者の申請というのは、農業委員さんが証明をしてくれれば、年数経った後でも申請できるものなので、本来は相続が発生して1年くらいで申請してもらうのが一般的なんですけど、逆に言うと10年経ってから申請しても、農業委員さんが当時しっかりやっていたよという事を証明できる状態であれば、数年経過してから申請しても別に問題ではないので、今回の場合も、○○□□□さん、奥様なのですが、相続の後も多少自家消費という事で自分で作っていたという経過もあって、だいぶ体の方が厳しいと、高齢でできないという話がある中で、今回笹本職務代理はたまたま何期もやられてて、○○○さんが当時やっていたという事も証明できたので、問題はないと思います。例えば、別の方で、全然この人はやってなかったよという話になってしまいますと、証明出来ない可能性はもちろんゼロではないですね。

(小川委員) それで、例えば、○○○さんはすごくよくやっていて、あとは放りっ放しだったとしても、○○○さんはちゃんとやっていた訳だよな? そういう事になると、現在はひどいところでも、証明ができる? その人がやっていたら?

(事務局) その人が当時やっていたという証明になってしまうので、ちゃんとまじめに主たる従事者としてやっていたのであれば、出せるという事になるんです、制度上は。

(小川委員) いいって事だよね。〇〇□□□さんもよく仕事をしていたみたい、よく知ってるんだけど、そんな感じで・・・

(議長) 農業委員会としては、主たる従事者がその当時やっていたかどうかの証明をする事だけなんです。それであとの生産緑地は、主たる従事者証明取らないうちはまだそのまま生産緑地になっているので、その間そこが草になったりした場合は、農業委員さんが行って、ちゃんと適正に管理して下さいよと指導しながら、今までやってきたんだと思う。ただ、この場合は主たる従事者証明を出すだけだから、その後の管理というのはなかなか・・・私たちは管理のお願いは言えるけど、この証明を出すことに対しては・・・

(小川委員) 分かりました。もう1つの・・・

(事務局) はい。都市計画道路のお話ですが、ここには都市計画道路は入ってないですね。都市計画道路3・3・9号線は、まだ開通はしてないですけども、もう南北のは作って、東西のは川の南というところなので、この辺は今のところ予定はないですね。

(小川委員) はい。分かりました。

(田中建治委員) この生産緑地の主たる従事者証明が出ない前に、この土地を売買しようとする、やはり遡って利息が来るという事になるのですか？

(議長) 猶予じゃないです。

(事務局) 猶予ではないんです。生産緑地を所有権移転する場合は3条でしかできないので、3条で所有権移転するのであれば問題はないので、そのまま、生産緑地のまま所有権が移転されるだけの話なので、生産緑地自体その課税が遡り、ということはないです。今回の主たる従事者証明を出して、買取申出をしたとしても生産緑地の買取申出については遡りはないです。あくまでも、その生産緑地の上に納税猶予制度を掛けたものを、旧秋川地区は、生産緑地でないと納税猶予制度に乗れないから、生産緑地を解除したとしたら、そこで納税猶予が確定するので、その分、納税猶予の税金分については遡って払わなければいけないですけども、生産緑地の固定資産税は別に遡りとかはないです。

(議長) 分かりますか？相続の時点でこの人が猶予をかけていたらそこで切れている訳で、また次の段階で猶予を掛けた場合には、〇〇□□□さんが掛けていたら、生産緑地の解除も猶予の解除もまだ取れない。外せる訳じゃない。

(事務局) そうですね。その相続の時に、猶予制度を掛けている訳ではないので、これで外したとしても特段問題はないです。

(議長) 他には、よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして専決の報告を、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それではただ今より、平成28年あきる野市農業委員会8月総会専決処理の報告

をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会は、9月26日(月)、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室、です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時4分